

中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定申請について

《危機関連保証制度》

	条 件	提出書類
<p>危機関連保証</p>	<p>(イ) 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている中小企業者等であること。</p> <p>(ロ) 法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に発生したことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆申請書1部 ◆売上高等計算表（明細）1部 ◆法人（個人）の実在確認資料 <ul style="list-style-type: none"> ◇法人の場合次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> ○法人謄本（履歴事項全部証明書）（コピー可）1部 ○上記に代替する資料等（下記のうち2種以上） <ul style="list-style-type: none"> ・貸貸契約書など事業活動上不可欠な支出に係る証明 ・出店証明や営業許認可書 ・申請書に実印を押している場合、印鑑証明に記載の住所 ◇個人の場合次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> ○直近の確定申告書の写し1部 ○上記に代替する資料等（開業届、許認可証等） ◆最近1か月間の売上高等及びその後2か月間を含む3か月間に対応する前年同期の売上高等を確認できる資料（決算書、売上台帳、試算表等） ◆委任状（金融機関等が提出する場合）

※ 認定申請書には、売上高等の減少理由が大臣の指定した影響によるものであることを具体的に記述することが必要。

※ 信用の収縮の発生に起因した売上高等の減少が生じていれば認定が可能。

※ 認定書の有効期間は「認定書に記載された日（認定の日を含めて30日）」と「中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期」のいずれか先に到来する日となる。

申請の受付および問い合わせについて

セーフティネット保証にともなう特定中小企業者認定の受付窓口は、事業所の所在地を管轄する市町村です。個人の場合は事業所の所在地であり、単なる住所ではありませんのでご注意ください。

また、認定申請の受付は市町村で行いますが、実際の融資や保証、それに関わる審査は各金融機関や信用保証協会が行います。制度全体については、北海道経済産業局または北海道信用保証協会にお問い合わせください。

●北海道経済産業局 中小企業課 TEL 011-709-2311

●北海道信用保証協会 苫小牧支店 TEL 0144-33-1751